

総合教育会議 資料

令和元年 9 月 26 日

三木市立小中学校の学校再編に関する
実施方針（案）

目 次

第1章 学校規模・学校配置の現状と課題	1
1 学校規模の推移.....	1
(1) 現在（令和元年度）の学校位置	
(2) 現状の児童生徒数等	
(3) 児童生徒数の人口推移	
2 三木市の子どもの人口予測.....	4
第2章 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方	5
1 国や法令等による適正規模の考え方.....	5
(1) 学級数の標準	
(2) 小規模校の影響	
(3) 過小規模校の影響	
(4) 望ましい学級数の考え方	
2 国や法令等による適正配置（通学条件）の考え方.....	6
(1) 通学距離による考え方	
(2) 通学時間による考え方	
3 統合等により期待される効果（過去の統合事例から）.....	7
(1) 児童生徒の学習上の効果	
(2) 児童生徒の生活上の効果	
(3) 指導体制・方法上の効果	
4 学校規模適正化に係る配慮について.....	7
(1) 教育的な観点	
(2) 地域コミュニティとの関係性	
第3章 三木市における学校規模・学校配置の考え方	9
1 学校再編の基本的な考え方.....	9
2 三木市のめざす適正規模、適正配置.....	9
(1) 適正規模	
(2) 適正配置（通学条件）	
3 三木市の学校の現状.....	9
4 喫緊の課題への対応.....	10
(1) 志染中学校	
(2) 星陽中学校	
(3) 吉川4小学校	
(4) 統合実施計画表	
第4章 小中一貫教育の導入及び推進	12
1 国の小中一貫教育の考え方.....	12
(1) 小中一貫教育とは	
(2) 小中一貫教育が求められる背景・理由	
(3) 小中一貫教育の特徴	
2 三木市のめざす小中一貫教育.....	13
(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ	
(2) 施設一体型の小中一貫教育を行う学校づくり	
(3) 5つの校区に再編するイメージ図（広報みき2019年2月号掲載分）	
3 その他の研究課題.....	15
(1) コミュニティ・スクール	
(2) 小規模特認校	

第1章 学校規模・学校配置の現状と課題

1 学校規模の推移

(1) 現在（令和元年度）の学校位置

三木市には、酒米山田錦をはじめとする稲作地帯が広がるほか、西日本で一番多い25のゴルフコースが点在しています。市の南西部には古くから金物産業で発展した市街地があり、南部には約50年前から開発が始まった住宅地があります。同じ市内であっても、異なる地域性があり、その中に小学校16校、中学校8校、特別支援学校1校の計25校を設置しています。

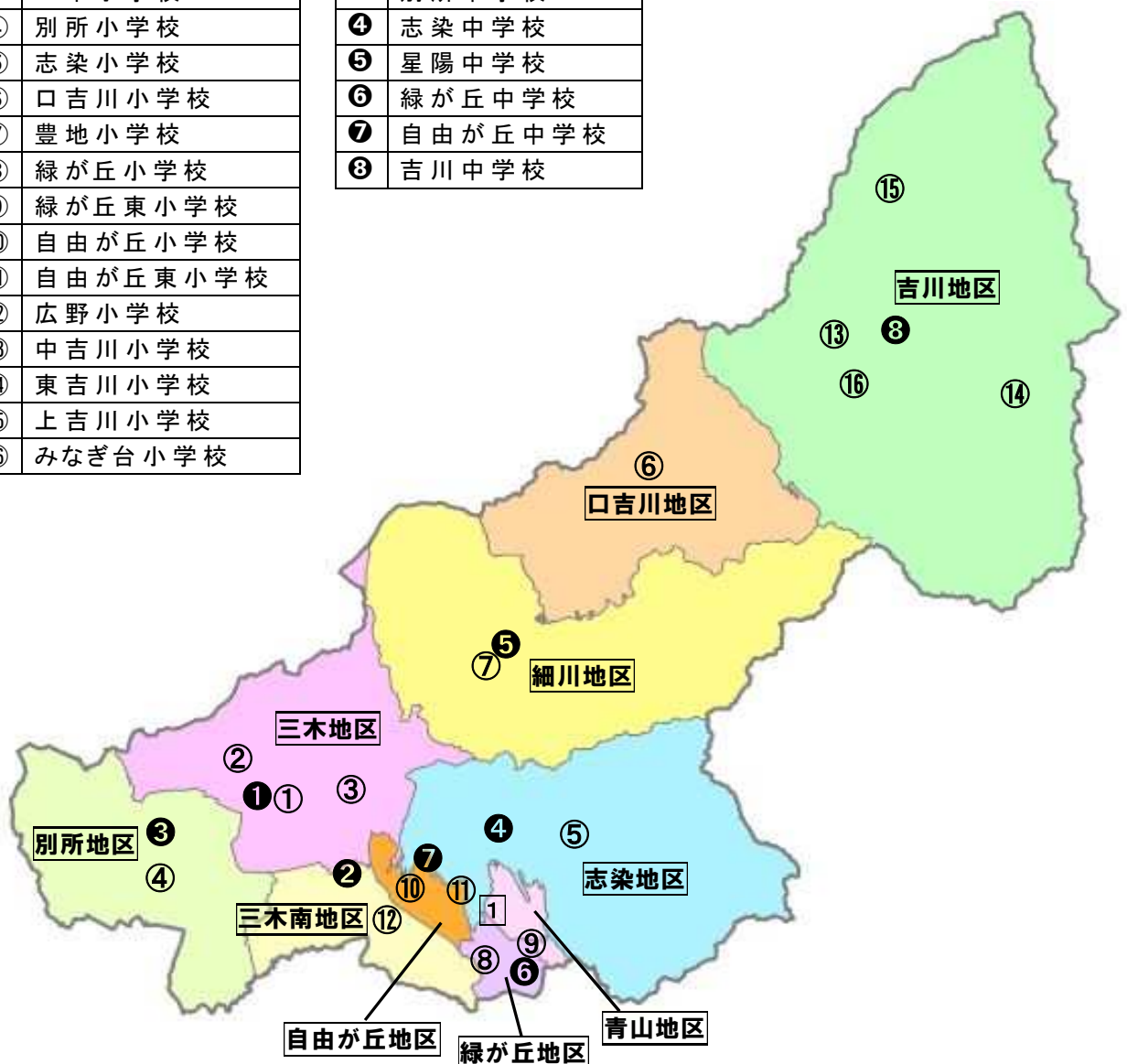
市街地や住宅地には、適正規模とされる学校がありますが、それ以外の多くは小規模な学校です。

図表1 学校名及び学校位置

小学校	
①	三樹小学校
②	平田小学校
③	三木小学校
④	別所小学校
⑤	志染小学校
⑥	口吉川小学校
⑦	豊地小学校
⑧	緑が丘小学校
⑨	緑が丘東小学校
⑩	自由が丘小学校
⑪	自由が丘東小学校
⑫	広野小学校
⑬	中吉川小学校
⑭	東吉川小学校
⑮	上吉川小学校
⑯	みなぎ台小学校

中学校	
①	三木中学校
②	三木東中学校
③	別所中学校
④	志染中学校
⑤	星陽中学校
⑥	緑が丘中学校
⑦	自由が丘中学校
⑧	吉川中学校

特別支援学校	
①	三木特別支援学校



(2) 現状の児童生徒数等

令和元年度の児童生徒数は、小学校3,587人（前年度比－67人）、中学校1,902人（同－14人）、特別支援学校19人（同＋3人）となっています。

図表2 児童生徒数及び学級数

学校名	児童生徒数 (単位:人)							学級数 (単位:クラス)								
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	複式	計	特別支援
三樹小	59	56	45	45	58	60	323	2	2	2	2	2	2		12	2
平田小	80	75	59	40	64	59	377	3	3	2	2	2	2		14	2
三木小	46	55	46	52	44	53	296	2	2	2	2	2	2		12	3
別所小	45	57	49	48	50	58	307	2	2	2	2	2	2		12	2
志染小	6	10	12	9	14	4	55	1	1	1	1	1	1		6	1
口吉川小	16	7	13	14	11	9	70	1	1	1	1	1	1		6	1
豊地小	6	12	9	4	9	9	49	1	1	1	●—●	1	1	1	5	1
緑が丘小	56	57	58	53	51	47	322	2	2	2	2	2	2		12	3
緑東小	65	74	72	71	70	64	416	2	3	3	2	2	2		14	3
自由小	67	83	74	68	71	82	445	2	3	3	2	2	2		14	2
自由東小	48	45	43	59	44	48	287	2	2	2	2	2	2		12	3
広野小	67	61	61	64	86	83	422	2	2	2	2	3	3		14	2
中吉川小	5	14	10	14	16	15	74	1	1	1	1	1	1		6	2
東吉川小	10	9	6	16	11	11	63	1	1	1	1	1	1		6	1
上吉川小	3	9	3	6	4	7	32	1	●—●	●—●	●—●	1	2		4	1
みなぎ小	5	8	8	5	13	10	49	1	1	●—●	●—●	1	1	1	5	1
合計	584	632	568	568	616	619	3587	26	27	25	22	24	26	4	154	30
三木中	130	122	109				361	4	3	3					10	1
三木東中	131	126	134				391	4	4	4					12	2
別所中	54	44	57				155	2	2	2					6	3
志染中	17	18	11				46	1	1	1					3	
星陽中	16	20	14				50	1	1	1					3	
緑が丘中	137	114	141				392	4	3	4					11	3
自由中	125	122	143				390	4	4	4					12	2
吉川中	39	33	45				117	1	1	2					4	2
合計	649	599	654				1902	21	19	21				0	61	13
特支 小学部		2		3	1		6		1		1			1	3	
特支 中学部	5	3	5				13	1	1	1				1	4	

※ 児童生徒数は、学校基本調査による。（令和元年5月1日現在）

※ 児童生徒数は、通常学級及び特別支援学級の人数を合計した数とする。

※ 図表中の「●—●」は、複式学級を表す。

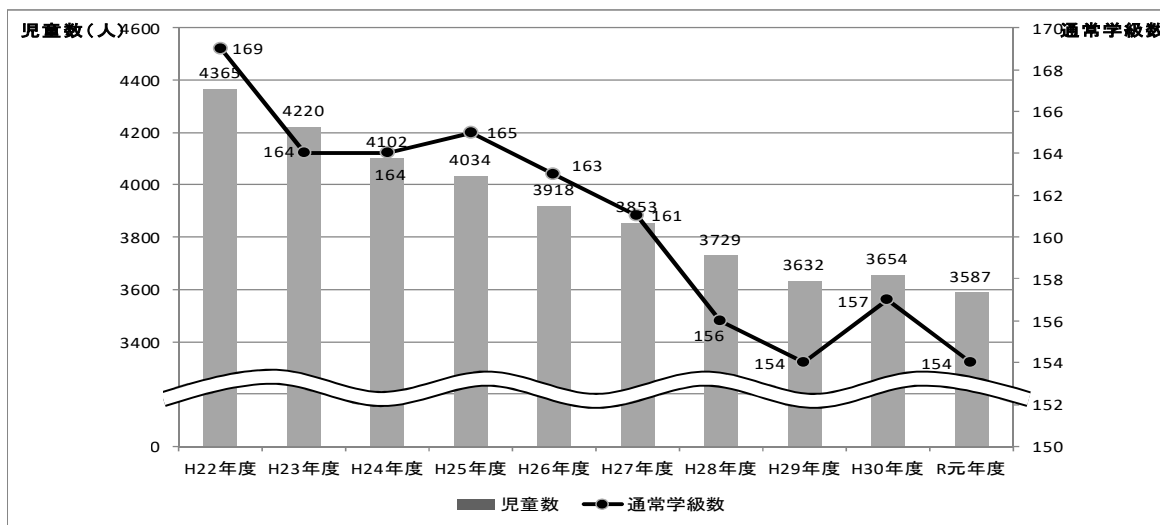
(3) 児童生徒数の人口推移

過去10年間(平成22年度～令和元年度)における児童生徒数の推移は、次のとおりです。

ア 小学校の児童数・通常学級数の推移

市内の小学校16校の児童数は、令和元年度は3,587人で、平成22年度から約800人減少しています。それに伴い、学級数も減少しています。令和元年度の通常学級数は154学級で、平成22年度から15学級減少しています。

図表3 小学校の児童数・通常学級数の推移

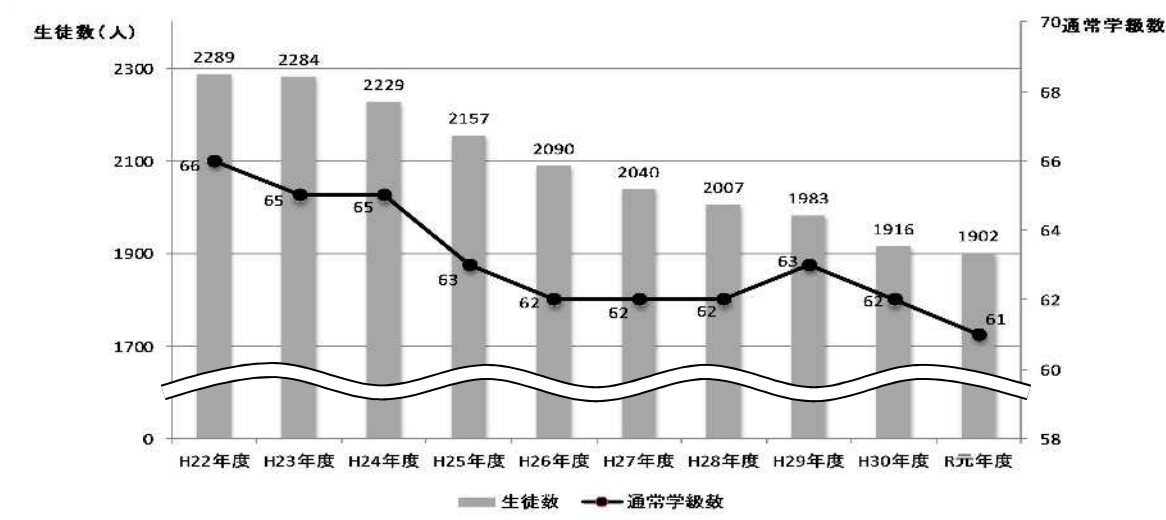


(児童生徒数、学級数は各年度「学校基本調査」による)

イ 中学校の生徒数・通常学級数の推移

市内の中学校8校の生徒数は、令和元年度は1,902人で、平成22年度からは約400人減少しています。それに伴い、学級数も減少しています。令和元年度の通常学級数は61学級で、平成22年度からは5学級減少しています。

図表4 中学校の生徒数・通常学級数の推移



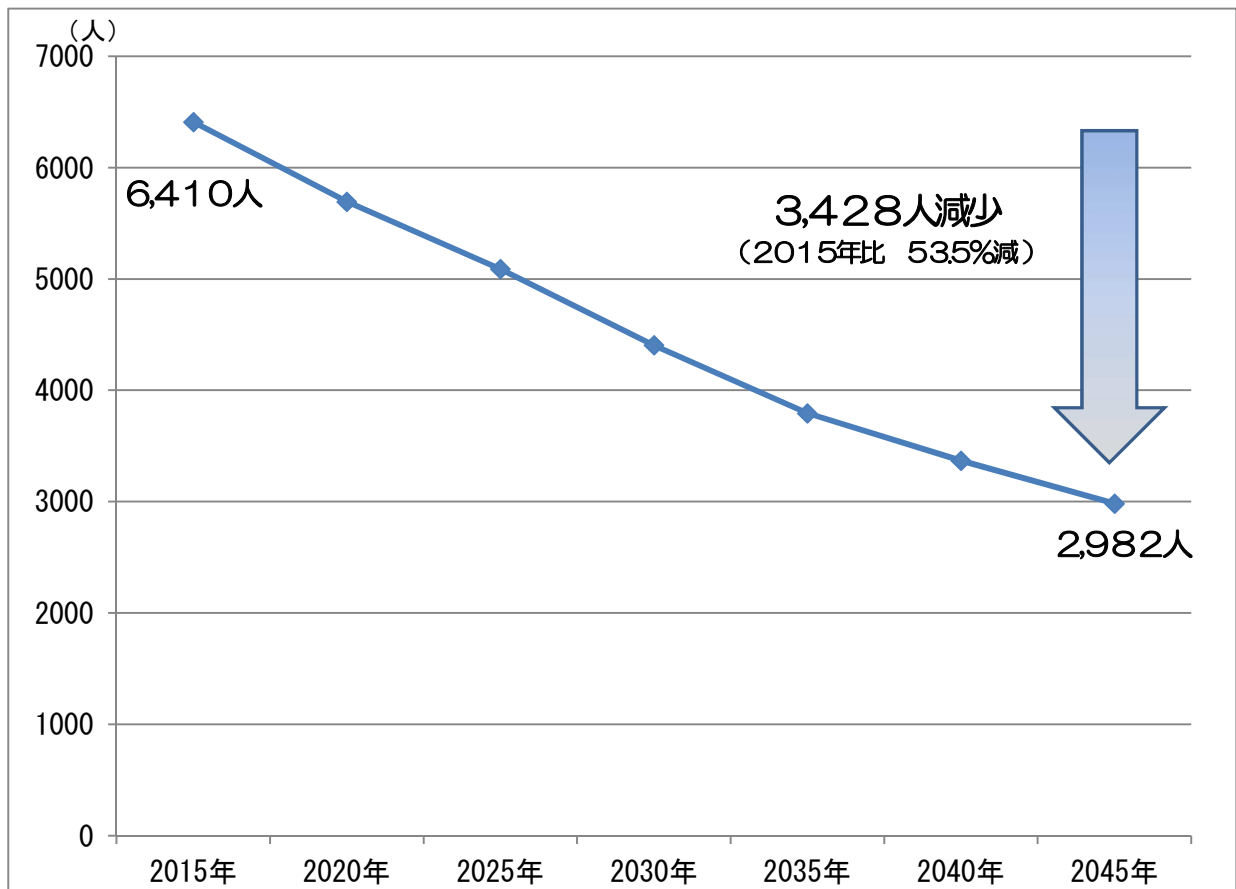
(児童生徒数、学級数は各年度「学校基本調査」による)

2 三木市の子どもの人口予測

国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の人口推計（2018年3月30日現在）によると、三木市の子どもの人口（5歳から14歳）は、2015年に6,410人であったものが、今から26年後の2045年には、2,982人になると予想されています。2015年と比較すると、30年間で約54%が減少することになります。

今後、人口減少を緩やかにする様々な施策等により、多少の変動は予想されるものの、子どもの減少に対応した学びの環境を整備していく必要性は依然として大きいものと考えます。

図表5 三木市の子どもの人口（5歳から14歳）予測



年度	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人	6410	5694	5088	4405	3794	3368	2982

（国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年3月推計））

第2章 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方

(参考:「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」平成27年1月文部科学省作成)

1 国や法令等による適正規模の考え方

(1) 学級数の標準

学校においては、一定規模の集団があることで、子ども同士で多様な考え方に触れたり、共に協力して活動したりする中で、確かな学力、豊かな人間性や社会性が育まれることが期待され、合唱やチーム対抗による競技が支障なく実施できるなど、ねらいとする教育効果が期待できます。また、複数の学級があることによってクラス替えが経験でき、新たな出会いが生まれ、集団活動が活性化します。

このほか、適正な学級数を確保することにより、教職員においても経験年数や男女比等に配慮した配置が可能となります。多くの教職員が子どもたちの学びを支援することができ、複数の目によって多面的に児童生徒を理解することができます。これらのことから、国では学校規模の標準を、小学校、中学校ともに12学級から18学級と法律で定めています(※1)。

(2) 小規模校の影響

国の標準規模を下回る場合であっても、児童生徒同士の間関係等に配慮した学級編成が可能です。小学校で11学級以下、中学校で5学級以下になると、全学年でのクラス替えが不可能となり、教育活動への制約が生じる可能性があります。

小学校で6学級、中学校で3学級となる場合は、統合も含め、教育環境のあり方や適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があります。

小規模校では、教職員が児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握できるため、きめ細かに個別指導を行うことができます。また、児童生徒が意見や感想の発表などの自己表現をする場面を多く設定できるなどのメリットがあります。しかし、その一方で、次のようなデメリットがあると考えられます。

- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・ 人間関係に配慮したクラス編成やクラス替えによる新たな集団形成ができない。
- ・ 体育の球技や音楽の合唱など、集団学習の実施に制約が生じる。
- ・ 班活動やグループ分け、協働的な学習に制約が生じる。

また、学級数が少なくなることで、配置される教職員数が少なくなるため、次のような問題が生じ、教育活動に制約が起こることがあると考えられます。

- ・ 児童生徒に対して、多くの教職員による多面的な評価や支援がしにくくなる可能性がある。
- ・ 免許外指導の教科が生まれ、教職員それぞれの専門性を生かした教育を行えない可能性がある。

※1【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時には、この限りではない。(第79条で中学校に準用)

(3) 過小規模校の影響

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位ですが、1学級当たりの人数が10人に満たない場合から40人まで様々です。学級内の児童・生徒数が極端に少なくなると、固定化された人間関係の中で、多様な発言が引き出しにくくなるなど、授業展開に影響を及ぼすことも考えられます。特に複式学級となる場合は、2学年が1学級となることへの配慮などの課題が生じるため、速やかに学校統合に向けた検討をする必要があります。

(4) 望ましい学級数の考え方

小規模校における様々な課題を踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まずは複式学級を解消するため、1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要になります。クラス替えや、学習活動の特質に応じた学級を超えた集団の編成、同学年への複数の教員の配置をするためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えられます。

中学校についても、全学年でのクラス替えや、柔軟な学習集団を編成、同学年への複数教員の配置をするためには、小学校と同様1学年2学級以上（6学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

2 国や法令等による適正配置（通学条件）の考え方

学校の配置については、児童生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の通学に関する負担や安全に配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

(1) 通学距離による考え方

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫補助の対象となる学校統合の条件として定めている（※2）ことから、通学条件をこの通学距離で捉えることが一般的となっています。

(2) 通学時間による考え方

通学バスやその他の交通機関を導入する事例が増えており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することが実態にそぐわないケースが増えています。通学時間の観点から見た、各市町村の状況調査によると、おおむね1時間以内と設定している事例が多いことが明らかになりました。

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学のデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村で地域の実情や児童生徒の実態に応じて適切に判断することが求められます。

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

3 統合等により期待される効果（過去の統合事例から）

統合等による学校規模の適正化を進めることにより、次のような効果が期待されます。

(1) 児童生徒の学習上の効果

集団が大きくなったことによって、授業が活性化し、児童生徒が多様な意見や考え方に触れられるようになることが期待できます。良い意味での競い合いも生まれ、向上心が高まり、切磋琢磨する環境の中で、学力や学習意欲が向上したという事例が報告されています。

(2) 児童生徒の生活上の効果

クラス替えが可能となり、それを契機として、児童生徒が意欲を新たにして学校生活を送るようになることが期待できます。その中で、新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができます。友だちが増え、社会性やコミュニケーション能力が高まったという事例が報告されています。また、集団遊びが成立するようになり、休憩時間や放課後での外遊びの機会が増え、学校が楽しいと答える子どもが増えたという報告もあります。

(3) 指導体制・方法上の効果

より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになることが期待できます。授業におけるグループ学習や班活動が多様になり、授業が活性化したという事例が報告されています。また、教職員が協力して指導に当たる意識や、教職員同士が互いの良さを取り入れる意識が高まったという報告もあります。

4 学校規模適正化に係る配慮について

(1) 教育的な観点

学校の役割として、教科等の知識、技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、判断力や問題解決力等の生きる力や社会性、規範意識を身に付けさせることが重要となります。そのためには、一定規模の児童生徒の集団が確保され、多様でバランスのとれた教職員の配置が望まれています。このようなことから、一定の学校規模を確保する必要があります。

これからの時代に求められる教育内容や指導方法の方向性を勘案し、現在の学校にどのような課題があるかを分析した上で、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の可否について考える必要があります。

(2) 地域コミュニティとの関係性

学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、防災や交流の場等の機能を併せ持っています。未来の地域の担い手を育む場でもあり、地域と切り離して考えることはできません。

そこで、児童生徒や保護者、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりの視点を大切にして議論を進めていくことが大切です。

第3章 三木市における学校規模・学校配置の考え方

1 学校再編の基本的な考え方

平成30年5月に開催した総合教育会議において、次の内容が確認されました。この考え方に沿って、学校再編に係る取組を進めていきます。

- (1) 子どもを中心に据えて考える。
- (2) 小学校も含めて、三木市全体で考える。
- (3) 一定の集団規模（1学年2学級以上）を確保するよう努める。
- (4) 喫緊の課題（志染中校区、星陽中校区、吉川中学校区）には、早急に取り組む。
- (5) 保護者、地域のご意見をお聴きし、理解と協力を得ながら進める。

2 三木市のめざす適正規模、適正配置

(1) 適正規模

小学校、中学校ともに、国の示す標準である12学級から18学級を念頭に、一定の集団規模（1学年2学級以上）を確保することをめざします。

ア 地域によっては、統合を実施したとしても、1学年2学級以上の規模が確保できないことも考えられるが、現在の1学級当たり10人前後という小さな規模の学級ではなくなり、学級内において多様な関係性が生まれることが期待される。

イ 市が指定した特色ある教育を実施する学校（小規模の学校）に、市内の他の校区からの通学を認める「小規模特認校制度」（P15を参照）について、導入に向けた研究を進める。

ウ 小中一貫教育を行う学校については、小中が一体的に教育活動を展開していくため、学校規模等については、今後の三木市の児童・生徒数の予測等を勘案しながら、研究を進めていく。

(2) 適正配置（通学条件）

学校の適正な配置については、通学における児童生徒の負担や安全、地域の実態を踏まえ、適切な通学条件等を考慮して決定する必要があると考えます。

ア 国の通学に関する考え方

通学距離としては、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間としては、小中学校ともにおおむね1時間以内を、おおよその目安としている。

イ 統合に際しての三木市の通学に関する考え方

- ① 小学校の通学距離については、おおむね4km未満は徒歩、おおむね4km以上は通学バスによるものとする。通学時間については、おおむね1時間以内とする。
- ② 中学校の通学距離については、おおむね6km未満は徒歩又は自転車（自転車通学の基準は、各校で定める）、おおむね6km以上は通学バス又は自転車によるものとする。通学時間については、おおむね1時間以内とする。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、通学路の安全や地形など、地域の諸条件を考慮し、通学方法を決定する。また、特別な支援を必要とする児童生徒など、特別な事情については、それぞれの状況を勘案して別途決定する。

3 三木市の学校の現状

(1) 小学校

(令和元年5月1日現在)

過小規模校	小規模校		適正規模校（標準規模）
5学級以下 複式あり	6学級 各学年1学級	7～11学級	12～18学級 (国の標準は12～18学級)
豊地小 上吉川小 みなぎ台小	志染小 口吉川小 中吉川小 東吉川小	なし	三樹小 平田小 三木小 別所小 緑が丘小 緑が丘東小 自由が丘小 自由が丘東小 広野小

※過小規模校とは複式学級が存在する学校規模、小規模校とはクラス替えができない学年がある学校規模を表す。

※適正規模校（標準規模）とは国の示す学級数の標準に基づき、三木市が適正であると考える規模を表す。

(2) 中学校

(令和元年5月1日現在)

過小規模校	小規模校		適正規模校（標準規模）
2学級以下	3学級 各学年1学級	4～5学級	6～18学級 (国の標準は12～18学級)
なし	志染中 星陽中	吉川中	三木中 三木東中 別所中 緑が丘中 自由が丘中

※過小規模校とは複式学級が存在する学校規模、小規模校とはクラス替えができない学年がある学校規模を表す。

※適正規模校（標準規模）とは国の示す学級数の標準に基づき、三木市が適正であると考える規模を表す。

4 喫緊の課題への対応

(1) 志染中学校

ア 統合校・統合時期

志染中学校は、令和3年度に緑が丘中学校と統合する。

イ 統合校・統合時期の根拠

- ① 統合校として緑が丘中学校と自由が丘中学校のいずれにするか、保護者や地域の方の意見は統一されていなかったが、緑が丘中学校は、地理的に東西に長い志染地区のほぼ中間点に位置することから、統合校は緑が丘中学校とする。
- ② 志染地区の方の生活圏は、自由が丘よりも緑が丘、青山との意見があった。
- ③ 統合時期については、一定の準備期間は必要であるが、生徒数減少が顕著であり、早急な対応を要する。

図表6 校区内に在住する子どもの人口

(単位：人)

満年齢	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
	学年					小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
志染中校区	7	11	10	11	9	6	10	12	10	15	7	19	16	12
緑が丘中校区	92	99	110	103	143	117	132	131	128	120	106	140	114	147
合計	99	110	120	114	152	123	142	143	138	135	113	159	130	159

(2019年4月1日現在の住民基本台帳から)

(2) 星陽中学校

ア 統合校・統合時期

- ① 星陽中学校の「細川地区」は、令和4年度に三木中学校と統合する。
- ② 星陽中学校の「口吉川地区」は、令和4年度の統合に向け、統合校を決定する。統合校については、学校再編検討会議の提言を待つこととする。

イ 統合校・統合時期の根拠

- ① 細川地区は、保護者、地域ともに、三木中学校との統合を望んでいるため、統合校を三木中学校とする。
- ② 口吉川地区は、保護者や地域の方の意見の集約に時間を要するため、学校再編検討会議の提言を待つこととする。
- ③ 統合時期については、星陽中学校は細川地区と口吉川地区で構成されているため、一定の準備期間を要する。

図表7 校区内に在住する子どもの人口

(単位：人)

満年齢	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
	学年					小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
細川地区	7	9	10	8	7	7	12	9	5	9	9	10	13	8
口吉川地区	3	4	11	8	8	16	8	16	15	12	10	8	10	7
三木中校区	140	156	132	140	127	149	145	113	102	131	130	131	120	113
吉川中校区	35	28	28	44	37	28	41	31	44	46	44	44	37	54

(2019年4月1日現在の住民基本台帳から)

(3) 吉川4小学校

ア 統合校・統合時期

- ① 吉川の4小学校は、みなぎ台小学校に集約し、中吉川小学校、上吉川小学校、みなぎ台小学校は、令和3年度に統合する。
- ② 東吉川小学校は、学校の存続を望む意見が多く寄せられたことから、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降のできるだけ早い時期に統合する。

イ 統合校・統合時期の根拠

- ① 児童数、教室数、建築年度等を勘案し、みなぎ台小学校に他の3小学校を集約して統合することが妥当である
- ② 統合時期については、一定の準備期間は必要であるが、複式学級化が進んでいる学校もあり、早急な対応を要する。

図表8 校区内に在住する子どもの人口

(単位:人)

満年齢 学年	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才
						小1	小2	小3	小4	小5	小6
中吉川小校区	10	10	8	11	13	6	13	11	15	16	15
上吉川小校区	6	3	8	6	7	6	9	4	6	4	7
みなぎ台小校区	10	8	4	15	8	6	10	10	7	15	11
3校合計	26	21	20	32	28	18	32	25	28	35	33
東吉川小校区	9	7	8	12	9	10	9	6	16	11	11
4校合計	35	28	28	44	37	28	41	31	44	46	44

(2019年4月1日現在の住民基本台帳から)

(4) 統合実施計画表

年度 学校名	令和元年				令和2年				令和3年				令和4年				令和5年							
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
志染中																								
星陽中																								
中吉川小																								
上吉川小																								
みなぎ台小																								
東吉川小																								

保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降のできるだけ早い時期に行う。

第4章 小中一貫教育の導入及び推進

1 国の小中一貫教育の考え方

(参考：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月文部科学省作成)

(1) 小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小学校及び中学校が、9年間を見通してめざす子どもの姿を共有し、小学校段階と中学校段階を一貫させた教育です。

小中一貫教育の中核となるのは、9年間を見通して、系統性、連続性を確保した教育課程を編成、実施することです。9年をひとまとまりにした教育活動に取り組み、子どもたちの心と体、そして学力の伸張をめざすものです。

(2) 小中一貫教育が求められる背景・理由

平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められました。続く平成19年には学校教育法が改正され、義務教育の目標が規定されました。いずれも9年間を見通した形で新たに規定されました。これが小中一貫教育の実践が進められる一つの契機となり、これまで様々な先進事例が蓄積されています。

また、①小学校へ外国語教育が導入されるなどの教育内容や学習活動の量的・質的充実、②子どもの心身の発達の早期化、③小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の現象、④地域での集団遊びや年齢の離れた子ども同士の関わりや、大人とのコミュニケーションの減少等による社会性育成機能の強化の必要性等が、現在にも続く小中一貫教育が求められる背景や理由として挙げられます。

(3) 小中一貫教育の特徴

小中一貫教育では、小学校及び中学校が「めざす子どもの姿」を共有し、9年間を見通した教育課程を編成することで繋がりのある教育を行うことができ、学習指導上及び生徒指導上で大きな効果が期待されています。先進事例からも、様々な成果が報告されています。

ア 学習指導上の期待される効果及び成果

小中一貫教育を行う学校では、小学校及び中学校の教職員が、教科等の系統性に対する理解を深め、9年間を見通した教科指導を充実させることが期待できます。また、中学校の専門性を活かした指導を取り入れることにより、小学校での発展的な指導が充実したり、小学校でのきめ細かな指導技術を取り入れることにより、中学校の授業がより分かりやすくなったり、補充的な指導が充実したりすることなどが期待できます。先進事例からは、児童生徒の学習意欲や学力の向上などの成果が報告されています。

イ 生徒指導上の期待される効果及び成果

小中一貫教育を行う学校では、小学校での学級担任制の良さを中学校で活かすことができる一方、チームで取り組む中学校の生徒指導の手法を小学校に取り入れることができます。また、小学校と中学校の教職員が相互に乗り入れることより、不

登校につながる様々な情報を共有したり、小学校時代の教師と子どもとの人間関係を基盤としたきめ細かな心のケアをしたりすることができると考えます。先進事例からは、不登校が減少したり、いわゆる「中1ギャップ」といわれる現象が緩和されたりするなどの成果が報告されています。

ウ 多様な異学年交流により期待される効果及び成果

小中一貫教育を行う学校では、多様な異学年交流を行うことにより、児童生徒の社会性やリーダーシップを育成したり、小学生の中学校生活に対する不安感を軽減させ、校種間のギャップの解消に繋げたり、多様な人間関係を構築したりすることができると考えます。先進事例からは、児童生徒の自己肯定感が高まり、友だちや下級生に優しくできる児童生徒が増えたなどの成果が報告されています。

2 三木市のめざす小中一貫教育

(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ

ア 小中連携教育

小中連携教育とは、小学校及び中学校が情報交換や交流をすることを通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす教育です。

三木市では、平成20年度に「三木市小中連携教育在り方検討会」を設置しました。そして、平成21年度からは「三木市小中連携教育推進専門委員会」を設置し、全市的に小中連携教育を推進してきました。その中で、三木市がめざす小中連携教育は、「各中学校区で小・中学校が共通の課題やめざす児童生徒像に基づき、学習指導、生徒指導等で緊密な連携を図りながら協働し、9年間を見通した一貫性・連続性のある教育」と定義されています。

イ 小中一貫教育への移行

三木市では、上記の定義をもとに「小中連携三木モデル」を示し、8つの中学校区で、それぞれの実態に合わせた小中連携教育を推進してきました。学校行事や地域行事等での交流のみならず、小・中学校における児童生徒の相互理解の取組、特別の教科 道徳や外国語活動等の学習指導における連携等、様々な実践が蓄積されています。

今後は、これまでの三木市の小中連携教育の実践を基盤としながら、9年間を見通した「めざす子どもの姿」を小・中学校で共有し、その具現化に向けて小中一貫教育の研究を推進していきます。

(2) 施設一体型の小中一貫教育を行う学校づくり

ア 適正な学校規模

先進校視察を行う中で、小中一貫教育にとって適切な学校規模についてお聞きしたところ、大規模校の場合、期待された多様な学年による関わりを作り出すことが困難で、小中一貫教育の意義が失われる可能性があるとの指摘がありました。逆に小規模校の場合は、9年間の縦に長い人間関係を作り出すことで多様な関わりが保てるため、小規模のデメリットが軽減できる可能性があるとの意見がありました。

国は義務教育学校の学級数について、18学級以上27学級以下を標準とすると法律で定めています(※1)。これは、各学年2学級から3学級程度が小中一貫で教育を行う上で適していることと一般的には解されていますので、三木市においてもこの規模をめざします。

イ 学校の形態

小中一貫教育を行う学校には、小学校と中学校の独自性を残しつつ、9年間の系統性ある教育課程を編成し、学習活動や学校行事などを行う「小中一貫校」と小学校と中学校を完全に一体化させ、1年生から9年生まで、1つの教育理念で貫いた教育課程を1つの教職員集団が指導する「義務教育学校」の2つの形態があります。

小中一貫校は、あくまで独立した小学校と中学校が1つになって教育活動を行う学校という扱いですが、義務教育学校は、9年間の修業年限を持った法律(※2)に定められた学校となります。

今後も引き続き調査研究に取り組み、三木市の実態に合った学校のあり方について検討を進めます。

ウ 施設一体型の教育環境

これまで各地で取り組まれてきた小中一貫教育の大多数は、既存の校舎を利用し、小学校と中学校の施設が離れた「施設分離型」で行われてきたものでした。それぞれの教職員集団が、別々に組織された中での実践ですが、取組方次第では学習指導上、生徒指導上で良い成果を出している多くの先進事例の報告があります。

しかしながら、同じ敷地内に小学校と中学校の施設を設置する「施設一体型」の学校では、登下校に始まり、授業、行事など、様々な学校生活において多様な学年の児童生徒が関わりを持つことで、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を通じて「生き抜く力」をさらに育むことが期待できることから、三木市では「施設一体型」の小中一貫教育をめざします。

エ 再編時期の検討

三木市におきましては、国の標準である各学年が3学級程度になる時期が、施設一体型の小中一貫教育を行う学校への再編を行う1つのタイミングであると考えています。そのため、三木市における各学校区の子どもの人口の推移を見据え、「5つの校区に再編するイメージ図」を元に、小中一貫教育を行う学校への再編計画を作成する必要があります。

しかしながら、第1校区については、規模が小さい学校になることが予想されて

※1 【学校教育法施行規則第79条の3】

義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時には、この限りではない。

※2 【学校教育法第1条】

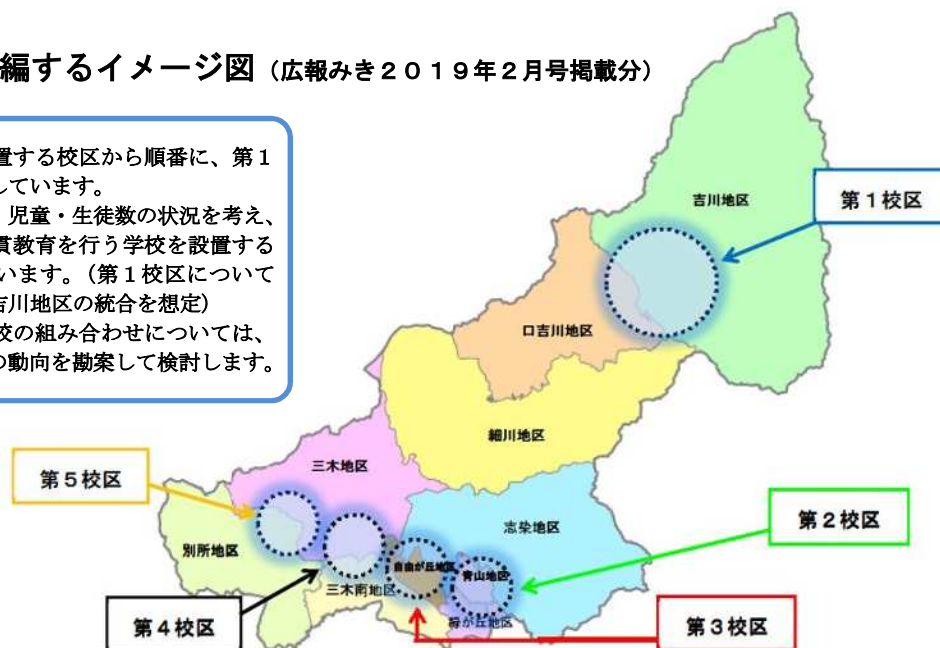
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第4章 小中一貫教育の導入及び推進

いるため、できるだけ早い再編を実施し、小中一貫教育のメリットを最大限生かした学校教育を行いたいと考えています。

(3) 5つの校区に再編するイメージ図（広報みき2019年2月号掲載分）

- ① 三木市の東部に位置する校区から順番に、第1校区から第5校区としています。
- ② 点線で示した円は、児童・生徒数の状況を考え、施設一体型の小中一貫教育を行う学校を設置する位置の目安を示しています。（第1校区については、細川・口吉川・吉川地区の統合を想定）
- ③ 第4・5校区の学校の組み合わせについては、今後の児童・生徒数の動向を勘案して検討します。



3 その他の研究課題

(1) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

子どもたちの生きる力は、地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれていくものと考えます。また、地域や社会を支える子どもたちを育成するためにも、地域や社会との協働体制を構築していく必要があり、コミュニティ・スクールは、そのための有効な手段であると考えます。したがって、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールのあり方について研究し、実質的に地域と連携する学校づくりの導入を検討していく必要があると考えています。

(2) 小規模特認校

小規模特認校とは、従来の通学区域（校区）は残したままで、市が定める特定の学校について、通学区域に関係なく当該市内のどこからでも就学を認める制度です。

特色ある教育を推進している小規模特認校においては、きめ細かな教育活動を行うことによって、児童生徒に確かな学力や豊かな人間性を育むことが期待できます。また、校区外からの就学を認めて児童生徒数の増加を図ることで、より多様な人間関係が生まれ、授業や行事が活性化することで、教育の質を高めることが期待できます。

第1校区に設置を予定している学校については、引き続き小規模な学校であることが予想されるため、小中一貫教育の研究に加え、特色ある教育の実施についても研究を進め、小規模特認校制度の導入の検討を行う必要があると考えます。